斯の如く固定給が安い私共は所謂無理をして働いた一日も結果は三四日乃至以上の欠勤に依て仍等得る処も乏く都て借財を豫すの悲況に陥ちいる事を往々あったのであります故に私共は謹に衷心を内願致するのであります現在の三等に近き増俸を本給(固定給)として私共の生活安定為ため四年来引き続き支給せられん事を切に内願致すのであります、仍本私共の生活苦を内実審察あって内実為ため組織変換願致す次第であります、

大正十五年十一日

繼ぎ

写

5428

写

普秘第二九二〇號

大正十五年十二月四日

警視總監 太田政弘

内務大臣 濱口雄幸殿

社會局長官 長岡隆一郎殿

北海道 大阪 神奈川 廳知

各廳府縣 長官殿

東京市電自治會要求提出問題ニ關スル件

(第十報)

首題ニ關シ自治會本部ニ於テ求ル六日電氣局ヨリ回答ヲ待ケツヽアリテ未ダ運動ヲ開始セザルモ概報